

第3回 墨田区国民保護協議会 次第

平成18年12月11日（月）

午後2時～

（区役所17階第1委員会室）

1 開会

2 委員の交替

3 会長（墨田区長）あいさつ

4 議事

（1）墨田区国民保護計画に係るこれまでの経緯及びパブリックコメントの実施結果について

（2）墨田区国民保護計画（素案）の修正について

（3）墨田区国民保護計画作成に係る答申について

（4）その他

5 閉会

（担当）墨田区地域振興部危機管理担当

安全支援課安全支援係

電 話 03（5608）6199

F A X 03（5608）6425

Eメール anzensien@city.sumida.lg.jp

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区国民保護協議会 委員名簿

(会長 墨田区長 山崎 昇)

平成18年12月11日現在

	区 分	法根拠	員数	機関名	職名	委員氏名
1	自衛隊	2号	1	陸上自衛隊第一普通科連隊	本部管理中隊長	杉 谷 史 美
2	都職員	3号	8	警視庁第七方面本部	本部長	安 藤 薫
3				本所警察署	署長	岩 崎 光 男
4				向島警察署	署長	渡 辺 清 一
5				第五建設事務所	所長	古 川 俊 明
6				江東治水事務所	所長	森 田 秀 樹
7				水道局墨田営業所	所長	佐 伯 文 博
8				下水道局東部第一管理事務所	所長	東 郷 展
9				交通局新橋駅務管理所	所長	諸 岡 順 一
10	助役	4号	1	墨田区	助役	田 中 進
11	教育長・消防長又は消防吏員	5号	4	墨田区	教育長	久 保 孝 之
12				東京消防庁第七消防方面本部	本部長	林 栄太郎
13				本所消防署	署長	小田桐 行 雄
14				向島消防署	署長	山 田 一 三
15	区職員	6号	14	墨田区	収入役	小 嶋 眞一郎
16				〃	企画経営室長	岡 田 貢
17				〃	総務部長	坂 田 静 子
18				〃	区民部長	今 牧 茂
19				〃	地域振興部長	永 廣 修
20				〃	危機管理担当部長	藤 田 彰
21				〃	商工担当部長	小 川 幸 男
22				〃	新タワー・観光推進担当部長	河 上 俊 郎
23				〃	環境担当部長	宍 戸 亮
24				〃	福祉保健部長	横 山 信 雄
25				〃	高齢者福祉担当部長	松 竹 耕 治
26				〃	保健衛生担当部長(墨田区保健所長)	西 田 みちよ
27				〃	都市計画部長	渡 会 順 久
28				〃	都市整備担当部長	渡 邊 正 雄
29	指定公共機関	7号	11	本所郵便局	局長	福 田 泰 夫
30				向島郵便局	局長	松 野 恵 一
31				首都高速道路(株)	東東京管理局担当部長	二 宮 節 夫
32				(株)N T T 東日本一東京東	取締役企画総務部長	下 町 強
33				東京電力(株)	江東支社長	山 本 浩
34				東京ガス(株)	東部支店長	作 田 龍 昭
35				東日本旅客鉄道(株)	両国駅長	山 口 一 男
36				〃	錦糸町駅長	山 口 幹 男
37				東武鉄道(株)	曳舟駅長	時 田 三千夫
38				京成電鉄(株)	総務部総務課長	花 形 康 一
39				東京地下鉄(株)	住吉駅務区長	市 川 寿 夫
40	指定地方公共機関		5	(社)東京都トラック協会	墨田支部長	高 田 弘
41				(社)すみだ医師会	会長	鈴 木 洋
42				本所歯科医師会	会長	國 松 久 輝
43				(社)東京都向島歯科医師会	会長	熊 谷 京 一
44				墨田区薬剤師会	会長	田 口 善 一
45	学識経験者	8号	5	本所消防団	団長	平 井 光 吉
46				向島消防団	団長	沖 山 仁
47				墨田区議会	議長	田 中 邦 友
48				緑二丁目町会住民防災組織	会長	日 向 功
49				東向島町会住民防災組織	会長	鎌 倉 徳 之

(敬称略)

墨田区国民保護計画作成に係るこれまでの経緯と今後のスケジュール（案）

平成18年	2月7日	第1回国民保護協議会 ⇒「国民保護計画作成の基本的考え方」等の審議
	4月1日	「国民保護計画作成について」諮問
	6月19日	第1回国民保護協議会幹事会 ⇒「国民保護計画作成の基本的考え方」等の協議
	8月14日 	「国民保護計画」（たたき台）に係る庁内意見照会
	8月21日	
	9月7日	第2回国民保護協議会 ⇒「国民保護計画」（原案）に係る審議
	9月7日 	「国民保護計画」（原案）に係る関係機関及び庁内意見照会
	9月20日	
	9月22日	区議会地域都市委員会において「国民保護計画」（原案）の報告
	10月10日	第2回国民保護協議会幹事会 ⇒「国民保護計画」（原案）の修正及び（素案）に係る協議
	10月21日 	「国民保護計画」（素案）に対するパブリック・コメント (11月1日～11月17日 コミュニティ懇談会において説明)
	11月12日	
	11月29日	第3回国民保護協議会幹事会 ⇒「国民保護計画」（案）に係る協議
	12月1日	パブリックコメントで寄せられた意見の概要を区ホームページに掲載
	12月11日	第3回国民保護協議会 ⇒「国民保護計画」（案）に係る審議 「国民保護計画について」答申
	12月中旬	都知事への協議
平成19年	2月	第4回国民保護協議会 ⇒「国民保護計画」（案）に係る都知事協議の報告 「国民保護計画」の決定に係る審議
		「国民保護計画」決定 区議会へ報告
	3月	区民への公表

墨田区国民保護計画（原案）修正事項一覧

1 協議会委員からの意見（H18. 9. 7～20）に基づく修正

頁	行	編	章	項番	旧	新	理由
9	下3	1	4	1 (2)	墨田区内には、荒川、隅田川などの一級河川が南北に流れ、いわゆるゼロメートル地区がある<u>ので</u> _____ _____水門破壊に対する防御が課題であり、<u>水門施設等の管理者と連携して警備体制を強化する必要がある。</u>	墨田区内には、荒川、隅田川などの一級河川が南北に流れ、いわゆるゼロメートル地区が<u>あり</u>、高潮等による水位上昇時には、堤防や水門閉鎖により、浸水から<u>護られている。</u>そこで、水位上昇時における<u>水門破壊に対する防御が課題であり、水門管理者</u>_____と連携して警備体制を強化する必要がある。	水門が破壊されると、直ちに浸水被害に至るという印象を与えることから、誤解のないよう文言を修正する。 〔都江東治水事務所からの意見〕 →3「区事務局による修正内容」（P12）において、同一箇所の修正事項有り。
25	下14	2	1	第1.1	4 道路、河川、公園、児童遊園等の<u>障害物の排除</u>に関すること。	4 道路、河川、公園、児童遊園等の<u>整備</u>_____に関すること。	平素からの備えとして「障害物の排除」という表現は適切ではないことから、文言を修正する。 〔区都市計画部都市整備担当からの意見〕
130	下3	4	1	2	上下水道、電気、ガス、電話等道路<u>専用</u>施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。	上下水道、電気、ガス、電話等道路<u>占用</u>施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。	誤字のため修正する。 〔東京ガス㈱からの意見〕
130	下2	4	1	2	緊急のため、そのいとまがない場合には、_____ _____直ちに応急の措置を講じ事後連絡するものとする。	緊急のため、そのいとまがない場合には、<u>高度な判断及び技能を必要とするものを除き、</u>直ちに応急の措置を講じ事後連絡するものとする。	道路占用施設には、応急措置に高度な判断・技能を必要とするものがあり、それらの措置は専門事業者に委ねるものことから、文言を修正する。 〔東京ガス㈱からの意見〕

2 「東京都区市町村国民保護モデル計画」の変更（H18.9.21通知）に基づく修正

頁	行	編	章	項番	旧	新	理由
1	下7	1	1	2	第2編 平素からの備えや <u>予防</u>	第2編 平素からの備え_____	第2編の記述内容から「平素からの備え」が適当である。
24	1	2			第2編 平素からの備えや <u>予防</u>	第2編 平素からの備え_____	第2編の記述内容から「平素からの備え」が適当である。
73	下1	3	2	3(2)	また、直ちに_____総務省_____にその状況を連絡する。	また、直ちに <u>都</u> を通じて総務省 <u>消防庁</u> にその状況を連絡する。	伝達経路と総務省の所管を明確にする。
76	2	3	3	3ア	また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて <u>本区</u> の区域を担当区域とする地方協力本部長又は区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては <u>本区</u> の区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては <u>本区</u> の区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては <u>本区</u> の区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛長官に連絡する。	また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて <u>東京</u> _____地方協力本部長又は区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては <u>東部</u> _____方面総監、海上自衛隊にあっては <u>横須賀</u> _____地方総監、航空自衛隊にあっては <u>防空指揮群司令</u> _____を介し、防衛長官に連絡する。	都内を管轄する部隊名を明確にする。
85	14	3	5	第2.2(5)	また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、海上保安部長等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊_____地方協力本部長並びに	また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、海上保安部長等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊 <u>東京</u> 地方協力本部長並びに	都内を管轄する部隊名を明確にする。

					その他の関係機関に通知する。	その他の関係機関に通知する。	
38 105	☒ ☒	2 3	1 7	第 4.3	○ 区管理の避難施設 ○ <u>大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署等</u> ○ 都管理の避難施設 ○ 都管理の学校、病院等 ○ 警視庁・東京消防庁	○ 区管理の避難施設 ○ <u>医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等</u> ○ 都管理の避難施設 ○ 都管理の病院、学校等 ○ 警視庁・東京消防庁	負傷者及び死亡者の安否確認をするに当たっての情報量等を考慮し、安否情報の収集元について、その記載順位を改める。
					日本赤十字社東京都支部 外国人の安否情報の収集・提供	日本赤十字社東京都支部 外国人の安否情報の収集・回答	日本赤十字社の業務について、国民保護法に規定する文言に改める。
105	下 19	3	7	1 (1)	区は、<u>避難住民の誘導の際又は避難所等において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票など区が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を行う。</u> <u>また、区は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所など安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求める。</u>	区は、<u>避難住民や負傷又は死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、収集する。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令）の一部改正により、安否情報の収集については、原則として、本人同意に基づき、同省令に定める様式により行うこととされた。また、関係機関に対する安否情報収集の協力要請については、(2) において記述していることから、文言を削る。
					<収集の役割分担> ・区…区管理の避難施設、区の施設（学校等）、区域内の<u>大規模事業</u>	<収集の役割分担> ・区…区管理の避難施設、区の施設（学校等）、区域内の<u>医療機関、警</u>	負傷者及び死亡者の安否確認をするに当たっての情報量等を考慮し、安否情報の収集元について、その記

					<u>所、医療機関、諸学校、警察署、消防署等</u> ・都…都管理の避難施設、都の施設（ <u>学校・病院</u> ）、警視庁、東京消防庁等	<u>察署、消防署、大規模事業所、諸学校等</u> ・都…都管理の避難施設、都の施設（ <u>病院・学校</u> ）、警視庁、東京消防庁等	載順位を改める。
106	3	3	7	1(2)	区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関に対し、 <u>必要な範囲において</u> ____、 <u>安否情報の提供へ</u> ____の協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。	区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関に対し____ <u>、安否情報の収集について</u> の協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。	指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関は、区が行う安否情報の「収集」に協力することとされていることから、文言を改める。
106	12	3	7	2	区は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に定める様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。） <u>を、電子メール等で都に送付する。ただし、事態が急迫して</u> ____これらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	区は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に定める様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。） <u>により</u> ____都に送付する。ただし、 <u>事態が急迫して</u> <u>いる場合など</u> これらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	都への送付方法について、電子メールの使用の可否が不明であること等から、文言を改める。
106	17	3	7	3(1) ア	区は、安否情報の照会窓口、 <u>電話・FAX番号、メールアドレスについて</u> 、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。	区は、安否情報の照会窓口 <u>や照会方法</u> ____について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。	照会窓口への連絡手段が不明であること、また、照会方法についても周知する必要があることから、文言を改める。
106	19	3	7	3(1) イ	住民からの安否情報の照会について	住民からの安否情報の照会について	「(2) 照会者の本人確認」を独立

106	下 6	3	7	3 (2)	(2) 安否情報の回答 ア 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、<u>安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により</u>、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に定める様式第 5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。 イ 区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を_____様式第 5 号により回答する。	(3) 安否情報の回答 ア 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、<u>(2)により本人確認を行ったうえで</u>_____、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に定める様式第 5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。 イ 区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を<u>安否情報省令に定める</u>様式第 5 号により回答する。	文言を整理する。
-----	-----	---	---	-------	---	---	-----------------

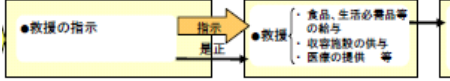
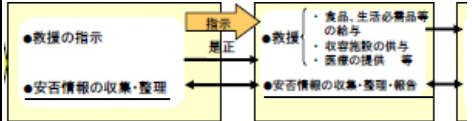
119	下 1	3	8	第 3.2 (1) ア	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物（同法第 3 条第 3 項の毒物劇物営業者、同法第 3 条の 2 第 1 項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第 4 条第 1 項の登録を受けた者 _____ が取り扱うもの（ <u>地域保健法第 5 条第 1 項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合</u> ）	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物（同法第 3 条第 3 項の毒物劇物営業者、同法第 3 条の 2 第 1 項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第 4 条第 1 項の登録を受けた者（ <u>区長が登録を行うものに限る。</u> ）が取り扱うもの _____	文言を整理する。
120	6	3	8	第 3.2 (1) イ	（ア） 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（ <u>危険物については消防法第 12 条の 3、毒物劇物については国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号</u> ） （イ）・（ウ） 〔略〕 なお、 <u>危険物質等に係る武力攻撃災害の防止に関し、危険物質等のうち消防法第 2 条第 7 項の危険物については、東京消防庁が上記の措置を行う。</u> _____	（ア） 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（ _____ 国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号） （イ）・（ウ） 〔略〕 なお、 <u>危険物質等のうち、国民保護法施行令第 29 条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第 2 条第 7 項の危険物に係る上記（イ）及び（ウ）の措置については、東京消防庁が行う。</u>	文言を整理する。
120	下 3	3	8	第 3.2 (2)	区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要に応じて _____ 警備の強化を求めるほか、 (1) _____	区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は、 (1) <u>イに掲げる（ア）から（ウ）まで</u>	文言を整理する。

125	様式	3	9		【被災情報の報告様式】 年 月 日に 1 武力攻撃災害が発生した日時、 (1) 発生日時 平成 年 月 3 人的・物的被害状況 <table><thead><tr><th rowspan="3">町名</th><th colspan="2">人 的 被 害</th></tr><tr><th>死 者</th><th>行方不明</th></tr><tr><th>(人)</th><th>(人)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ※ 可能な場合、死者について、 の概況を一人ずつ記入してください。 <table><thead><tr><th>町名</th><th>年月日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	町名	人 的 被 害		死 者	行方不明	(人)	(人)										町名	年月日							【被災情報の報告様式】 年 月 日に 1 武力攻撃災害が発生した日時、 (1) 発生日時 平成 年 月 3 人的・物的被害状況 <table><thead><tr><th colspan="3">人 的 被 害</th></tr><tr><th rowspan="2">死 者</th><th rowspan="2">行方不明者</th><th>負 傷</th></tr><tr><th>重傷</th></tr><tr><th>(人)</th><th>(人)</th><th>(人)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ※ 可能な場合、死者について、 の概況を一人ずつ記入してください。 <table><thead><tr><th>死亡年月日</th><th>住 居</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	人 的 被 害			死 者	行方不明者	負 傷	重傷	(人)	(人)	(人)										死亡年月日	住 居							人的・物的被害状況の表中、「町名」の欄を削り、「年月日」を「死亡年月日」に改める。
町名	人 的 被 害																																																									
	死 者	行方不明																																																								
	(人)	(人)																																																								
町名	年月日																																																									
人 的 被 害																																																										
死 者	行方不明者	負 傷																																																								
		重傷																																																								
(人)	(人)	(人)																																																								
死亡年月日	住 居																																																									
130	14	4	1	1 (2)	また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに_____総務省_____にその状況を連絡する。	また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに <u>都を通じて総務省消防庁</u> にその状況を連絡する。	伝達経路と総務省の所管を明確にする。																																																			
136	1	2			第2章 平時における警戒・監視	第2章 平時における警戒_____	第2章の記述内容から「平時における警戒」が適当である。																																																			

138	9	5	3	3 (3) ア	区は、都及び必要に応じて派遣される <u>東京DMA T (＊)・医療救護班 (＊＊)</u> 等と連携し、現地において必要な支援を行う。	区は、都及び必要に応じて派遣される_____医療救護班 (＊) 等と連携し、現地において必要な支援を行う。(注 (＊) を削る。)	都と東京DMA Tとの間で、テロ対応の内容について、未調整の事項があるため、当面、東京DMA Tに係る記述を削除する。
140	5	5	4	1 (1)	<u>放射性物質保有施設が破壊された場合は、放射能汚染又は被ばくにより、住民等に放射線障害が発生するとともに、建物・ライフライン等が長期にわたり機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。</u>	削除	放射性物質保有施設が破壊される事態については、国の示した事態類型に明記されていないため削除する。

3 区事務局による修正

頁	行	編	章	項番	旧	新	理由
1	8	1	1	1 (1)	墨田区（区長及びその他の執行機関をいう。以下「区」という。）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）により、武力攻撃事態等において、 <u>区民等</u> の生命、身体及び財産を保護し、 <u>区民生活や区民経済</u> への影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務	墨田区（区長及びその他の執行機関をいう。以下「区」という。）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）により、武力攻撃事態等において、 <u>国民</u> の生命、身体及び財産を保護し、 <u>国民生活や国民経済</u> への影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務	国民保護法上の表現に改める。

					を有する。	を有する。	
5	図	1	3				安否情報に係る業務について、国（対策本部）に「安否情報の収集・整理」を、都（対策本部）に「安否情報の収集・整理・報告」を加える。
9	下 3	1	4	1 (2)	墨田区内には、荒川、隅田川などの一級河川が南北に流れ、いわゆる <u>ゼロメートル地区</u> があるので水門破壊に対する防御が課題であり、水門施設等の管理者と連携して警備体制を強化する必要がある。	墨田区内には、荒川、隅田川などの一級河川が南北に流れ、いわゆる <u>ゼロメートル地帯</u> があるので水門破壊に対する防御が課題であり、水門施設等の管理者と連携して警備体制を強化する必要がある。	（2）本文中の表現との統一を図るため、文言を改める。 → 1 「協議会委員からの意見に基づく修正内容」（P 1）において、同一箇所の修正事項有り。
12	10	1	4	3	そして、住民基本台帳と外国人登録人口でみると、昭和 5 1 年 8 月には 2 5 万人を割り、平成 1 8 年 4 月 1 日現在の <u>住民基本台帳</u> では <u>2 2 7, 2 0 2 人</u> となっている。	そして、住民基本台帳と外国人登録人口でみると、昭和 5 1 年 8 月には 2 5 万人を割り、平成 1 8 年 4 月 1 日現在の _____ では <u>2 3 5, 2 4 6 人</u> となっている。	住民基本台帳と外国人登録人口とを合算した数値に改める。
12	19	1	4	3 (1)	地域別に見ると東墨田運動場がある東墨田地域の人口密度が 2 1 人/h a とひとときわ少ないが、その他の地域では 1 4 0 人/h a 以上と非常に <u>濃</u> い人口密度となっている。	地域別に見ると東墨田運動場がある東墨田地域の人口密度が 2 1 人/h a とひとときわ少ないが、その他の地域では 1 4 0 人/h a 以上と非常に <u>高</u> い人口密度となっている。	適切な表現に改める。
12	注釈	1	4		墨田・堤通…墨田 _____、堤通 2 丁目、東向島 4 ・ 5 丁目 八広…八広 _____、東向島 6 丁目 東墨田…東墨田 _____	墨田・堤通…墨田 <u>1 ～ 5 丁目</u> 、堤通 2 丁目、東向島 4 ・ 5 丁目 八広…八広 <u>1 ～ 6 丁目</u> 、東向島 6 丁目 東墨田…東墨田 <u>1 ～ 3 丁目</u>	墨田区都市計画マスタープランにおける地区区分表記に改める。

					京島・東向島…京島_____、堤通 1丁目、東向島1～3丁目、押上 2・3丁目 立花・文花　〔略〕 押上・向島…押上1丁目、向島_____ 業平・吾妻橋…業平_____、横川 _____、本所_____、東駒 形_____、吾妻橋_____ 両国…両国、緑1～3丁目、横網、 亀沢1～3丁目、石原1～3丁目 _____ 錦糸…錦糸、緑4丁目、江東橋1～ 4丁目、亀沢4丁目、石原4丁目、 太平_____ 菊川・立川…菊川、立川、千歳 _____, 江東橋5 丁目	京島・東向島…京島<u>1～3丁目</u>、堤通 1丁目、東向島1～3丁目、押上 2・3丁目 立花・文花　〔略〕 押上・向島…押上1丁目、向島<u>1～5 丁目</u> 業平・吾妻橋…業平<u>1～5丁目</u>、横川 <u>1～5丁目</u>、本所<u>1～4丁目</u>、東駒 形<u>1～4丁目</u>、吾妻橋<u>1～3丁目</u> 両国…横網1・2丁目、石原1～3 丁目、亀沢1～3丁目、両国1～4 丁目、緑1～3丁目 錦糸…太平1～4丁目、錦糸1～4 丁目、江東橋1～4丁目、緑4丁 目、亀沢4丁目、石原4丁目 菊川・立川…千歳1～3丁目、立川1 ～4丁目、菊川1～3丁目、江東橋5 丁目	
13	7	1	4	3 (2)	ちなみに、昭和60年の構成比はそ れぞれ17.5%、71.6%、1 0.9%であるので、本区の<u>老年</u> 人口の占める割合が急速に伸びてい る。	ちなみに、昭和60年の構成比はそ れぞれ17.5%、71.6%、1 0.9%であるので、本区の<u>高齢者</u> 人口の占める割合が急速に伸びてい る。	適切な表現に改める。

17	表	1	4	5 (1)	<table><tr><th colspan="6">駅別乗降客数</th></tr><tr><th colspan="2" rowspan="2">駅名</th><th colspan="2">乗車人員</th><th colspan="2">降車人員</th></tr><tr><th>平成16年度</th><th>1日平均</th><th>平成16年度</th><th>1日平均</th></tr><tr><td rowspan="2">JR東日本</td><td>両国</td><td>14,070,020</td><td>38,548</td><td>14,070,020</td><td>38,548</td></tr><tr><td>錦糸町</td><td>32,588,295</td><td>89,283</td><td>32,588,295</td><td>89,283</td></tr><tr><td rowspan="6">東武</td><td>業平橋</td><td>1,243,152</td><td>3,406</td><td>1,380,782</td><td>3,783</td></tr><tr><td>曳舟</td><td>3,340,562</td><td>9,152</td><td>3,312,025</td><td>9,074</td></tr><tr><td>東向島</td><td>2,714,237</td><td>7,436</td><td>2,665,865</td><td>7,303</td></tr><tr><td>錦ヶ瀬</td><td>2,389,628</td><td>6,547</td><td>2,414,242</td><td>6,615</td></tr><tr><td>小村井</td><td>1,618,493</td><td>4,434</td><td>1,586,966</td><td>4,347</td></tr><tr><td>東あずま</td><td>1,290,565</td><td>3,536</td><td>1,238,204</td><td>3,393</td></tr><tr><td rowspan="2">京成</td><td>押上</td><td>6,811,937</td><td>18,663</td><td>6,904,634</td><td>18,917</td></tr><tr><td>曳舟</td><td>3,296,443</td><td>9,031</td><td>3,157,350</td><td>8,650</td></tr><tr><td rowspan="4">都営地下鉄</td><td>八広</td><td>1,543,103</td><td>4,228</td><td>1,554,307</td><td>4,258</td></tr><tr><td>本所吾妻橋</td><td>2,748,492</td><td>7,530</td><td>2,692,646</td><td>7,377</td></tr><tr><td>押上</td><td>7,260,210</td><td>19,891</td><td>6,930,565</td><td>18,988</td></tr><tr><td>菊川</td><td>3,783,972</td><td>10,367</td><td>3,845,426</td><td>10,535</td></tr><tr><td rowspan="2">東京メトロ</td><td>両国</td><td>3,981,791</td><td>10,969</td><td>3,774,625</td><td>10,341</td></tr><tr><td>錦糸町</td><td>9,338,525</td><td>25,585</td><td>9,504,235</td><td>26,039</td></tr><tr><td></td><td>押上</td><td>7,009,825</td><td>19,205</td><td>6,966,145</td><td>19,173</td></tr></table>	駅別乗降客数						駅名		乗車人員		降車人員		平成16年度	1日平均	平成16年度	1日平均	JR東日本	両国	14,070,020	38,548	14,070,020	38,548	錦糸町	32,588,295	89,283	32,588,295	89,283	東武	業平橋	1,243,152	3,406	1,380,782	3,783	曳舟	3,340,562	9,152	3,312,025	9,074	東向島	2,714,237	7,436	2,665,865	7,303	錦ヶ瀬	2,389,628	6,547	2,414,242	6,615	小村井	1,618,493	4,434	1,586,966	4,347	東あずま	1,290,565	3,536	1,238,204	3,393	京成	押上	6,811,937	18,663	6,904,634	18,917	曳舟	3,296,443	9,031	3,157,350	8,650	都営地下鉄	八広	1,543,103	4,228	1,554,307	4,258	本所吾妻橋	2,748,492	7,530	2,692,646	7,377	押上	7,260,210	19,891	6,930,565	18,988	菊川	3,783,972	10,367	3,845,426	10,535	東京メトロ	両国	3,981,791	10,969	3,774,625	10,341	錦糸町	9,338,525	25,585	9,504,235	26,039		押上	7,009,825	19,205	6,966,145	19,173	
駅別乗降客数																																																																																																																	
駅名		乗車人員		降車人員																																																																																																													
		平成16年度	1日平均	平成16年度	1日平均																																																																																																												
JR東日本	両国	14,070,020	38,548	14,070,020	38,548																																																																																																												
	錦糸町	32,588,295	89,283	32,588,295	89,283																																																																																																												
東武	業平橋	1,243,152	3,406	1,380,782	3,783																																																																																																												
	曳舟	3,340,562	9,152	3,312,025	9,074																																																																																																												
	東向島	2,714,237	7,436	2,665,865	7,303																																																																																																												
	錦ヶ瀬	2,389,628	6,547	2,414,242	6,615																																																																																																												
	小村井	1,618,493	4,434	1,586,966	4,347																																																																																																												
	東あずま	1,290,565	3,536	1,238,204	3,393																																																																																																												
京成	押上	6,811,937	18,663	6,904,634	18,917																																																																																																												
	曳舟	3,296,443	9,031	3,157,350	8,650																																																																																																												
都営地下鉄	八広	1,543,103	4,228	1,554,307	4,258																																																																																																												
	本所吾妻橋	2,748,492	7,530	2,692,646	7,377																																																																																																												
	押上	7,260,210	19,891	6,930,565	18,988																																																																																																												
	菊川	3,783,972	10,367	3,845,426	10,535																																																																																																												
東京メトロ	両国	3,981,791	10,969	3,774,625	10,341																																																																																																												
	錦糸町	9,338,525	25,585	9,504,235	26,039																																																																																																												
	押上	7,009,825	19,205	6,966,145	19,173																																																																																																												
23	表	1	5	3	事態類型	種別	事態類型は、武力攻撃事態４類型及び緊急処理事態４類型のみであるため、適切な文言に改める。																																																																																																										
43	2	2	1	2 (3)	(3) 事業所__における訓練への支援等	(3) 事業所__における訓練への支援等	脱字のため修正する。																																																																																																										
52	8	2	4	1 (1)	区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、ケーブルテレビ、ホームページ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、 <u>国民保護に関する印刷物の作成や、住民向けの研修会、講演会等を実施する。</u>	区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、ケーブルテレビ、ホームページ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、 <u> </u>																																																																																																											

駅別乗降客数を最新の平成17年度のものとする。

駅別乗降客数					
駅名		乗車人員		降車人員	
		平成17年度	1日平均	平成17年度	1日平均
JR東日本	両国 錦糸町	13,887,155 32,740,500	38,047 89,700	13,887,155 32,740,500	38,047 89,700
東武	業平橋	1,243,152	3,406	1,380,782	3,789
	曳舟	3,340,562	9,162	3,312,025	9,074
	東向島	2,714,237	7,436	2,665,865	7,308
	錦ヶ瀬	2,889,628	6,547	2,414,242	6,615
	小村井	1,618,493	4,434	1,586,966	4,347
	東あずま	1,290,566	3,536	1,238,204	3,399
京成	押上(通称含む)	31,374,451	85,958	31,750,423	86,988
	押上(通称除く)	6,983,028	19,132	7,084,308	19,409
	曳舟 八広	3,246,146 1,649,487	8,894 4,519	3,123,614 1,660,142	8,558 4,548
都営地下鉄	本所吾妻橋	2,772,776	7,597	2,713,170	7,433
	押上(通称含む)	31,372,167	85,951	29,852,772	81,788
	押上(通称除く)	7,208,015	19,748	6,965,170	18,809
	菊川	3,695,626	10,125	3,779,492	10,355
東京メトロ	西国	4,120,464	11,289	3,966,986	10,868
	錦糸町 押上	9,976,180 7,540,170	27,332 20,658	10,198,830 7,551,120	27,942 20,688

【出典】墨田区勢概要 2006

※JR 東日本については、降車人員の統計がないため、乗車人員と同数を降車人員とする。

55	図	3	1	1 (1)	本部長：区長 副本部長：助役、収入役、教育長 本部長：企画経営室、総務部長、 区民部長、地域振興部長、 危機管理担当部長、新タ ワー・観光推進担当部長、 商工担当部長、環境担当 部長、福祉保健部長、高 齢者福祉担当部長、保健 衛生担当部長、都市計画 部長、都市整備担当部長、 区議会事務局長、選挙管 理委員会事務局長、監査 委員事務局長、教育委員 会事務局次長	本部長：区長 副本部長：助役、収入役、教育長 本部長：企画経営室、総務部長、 区民部長、地域振興部長、 危機管理担当部長、新タ ワー・観光推進担当部長、 商工担当部長、環境担当 部長、福祉保健部長、高 齢者福祉担当部長、保健 衛生担当部長、都市計画 部長、都市整備担当部長、 区議会事務局長、選挙管 理委員会事務局長、監査 委員事務局長、教育委員 会事務局次長、<u>教育委員 会事務局参事</u>	危機管理対策本部の本部員に「教 育委員会事務局参事」を加える。
57	16	3	1	1 (5)	「危機管理連絡会議等」 _____ _____を設置した後に政府 において事態認定が行われ、区に対 し区対策本部を設置すべき区の指定 の通知があった場合については、直 ちに「区対策本部」を設置して新た な体制に移行するとともに、「危機管 理連絡会議等」 _____ _____は廃止する。	「危機管理連絡会議等」又は「<u>区 災害対策本部</u>」を設置した後に政府 において事態認定が行われ、区に対 し区対策本部を設置すべき区の指定 の通知があった場合については、直 ちに「区対策本部」を設置して新た な体制に移行するとともに、「危機管 理連絡会議等」又は「<u>区災害対策本 部</u>」は廃止する。	区国民保護対策本部設置指定前の 初動体制としては「区災害対策本 部」もあることから、追記する。
58	表	3	2	1	● <u>避難の指示</u> 武力攻撃災害が発 急の必要があるとき 前であっても、<u>退避</u>	● <u>退避の指示</u> 武力攻撃災害が発 急の必要があるとき 前であっても、<u>退避</u>	誤植のため修正する。

74	7	3	2	4	区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成１７年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、 <u>具体的な交付要綱を作成した上で</u> 、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。	区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成１７年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき <u>平素に作成しておいた交付要綱により</u> 、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。	特殊標章等に係る具体的な交付要綱については、平素において作成しておくものであることから、文言を改める。
77	注釈	3	3	5（１）注釈	(*) 人命の救助等のために特に緊急を要する場合、区は直接指定行政機関等に要請できる。	削除	本注釈の内容については、同章５（２）において記述していることから、削除する。
80	8	3	5	第 1.1（１）ア	区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、 <u>災害時優先電話、防災行政無線、広報車、連絡員、電子メールその他あらゆる方法</u> により、速やかに <u>区民</u> 、関係のある公私の団体（消防団、住民防災組織、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。警報の伝達に当たっては、警察、消防等関係機関の協力を得るものとする。	区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、 <u>あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）</u> により、速やかに <u>住民</u> 、関係のある公私の団体（消防団、住民防災組織、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。警報の伝達に当たっては、警察、消防等関係機関の協力を得るものとする。	具体的な伝達方法については、同章第１の２（１）において記述していることから、記述内容を改める。
81	9	3	5	第 1.2（１）ア	さらに、携帯電話・パソコンへのメール配信、広報車の使用、住民防災組織_____による伝達、ケーブルテレビの活用、ホームページの活	さらに、携帯電話・パソコンへのメール配信、広報車の使用、住民防災組織・ <u>連絡員</u> による伝達、ケーブルテレビの活用、ホームページの活	同章第１の１（１）アにおいて削った具体的な伝達方法のうち、記載のなかったものについて、追記する。

					用 _____ などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。	用、 <u>災害時優先電話の使用</u> などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。	
81	15	3	5	第 1.2 (1) イ (ア)	また、広報車の使用、住民防災組織 _____ による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用 _____ などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。	また、広報車の使用、住民防災組織・ <u>連絡員</u> による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、 <u>災害時優先電話の使用</u> などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。	
98	下 1	3	6	4 (2) ア	・緊急時において、都からの食品給与の要請を受けた場合は、 <u>防災備蓄</u> 物資を活用する。	・緊急時において、都からの食品給与の要請を受けた場合は、 <u>_____</u> 備蓄物資を活用する。	「防災」という文言は不要であることから、削る。
100	2	3	6	4 (2) ウ (イ)	(イ) 輸送 <u>及び集積地</u>	(イ) 輸送 _____	集積地については (ウ) に記載しているため、「及び集積地」を削る。
124	下 1	3	9	4	なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに、 <u>火災・災害等即報要領に基づき、都に報告する。</u>	なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに _____ 都に報告する。	火災・災害等即報要領は、消防を所管する市町村が都道府県を通じて行う報告について定めたものであることから、区の消防事務の現状に合わせて文言を整理する。
129	2	3	11		区は、武力攻撃事態等においては、 <u>水の安定的な供給等を確保すること（水道事業を営まない団体にあつては「生活基盤等を確保すること」）</u> _____ から、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。	区は、武力攻撃事態等においては、 _____ _____ <u>生活基盤等を確保する必要があること</u> _____ から、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。	本区は水道事業を営んでいないため、不要な記述を削る。

137	14	5	3	2	区は、第2編第1章に定める____ 情報収集体制、危機管理連絡会議体制又は危機管理対策本部体制を確立し(*)、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。	区は、第2編第1章に定める <u>危機</u> 情報収集体制、危機管理連絡会議体制又は危機管理対策本部体制を確立し(*)、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。	記載漏れにより追記する。
137	下8	5	3	2	区は、政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区として迅速かつ的確に対処するため、区災害対策本部を設置し、災害対策の仕組みを最大限に活用して、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示(**)、警戒区域(***)の設定及び区対策本部の設置____要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。(****)	区は、政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区として迅速かつ的確に対処するため、区災害対策本部を設置し、災害対策の仕組みを最大限に活用して、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示(**)、警戒区域(***)の設定及び区対策本部の設置 <u>指定</u> 要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。(****)	国民保護法上の適切な表現に改める。
137	下3	5	3	3	3 区災害対策本部__による対応	3 区災害対策本部 <u>等</u> による対応	記載漏れにより追記する。

(案)

「墨田区国民保護計画」(素案)に係るパブリックコメント実施結果一覧

区分	分野	ご意見	区の考え方
1-1	全体	この国民保護計画は「有事」＝戦争を想定したものであり、自衛隊や米軍の行動展開に区民が協力することを強いるものである。	世界平和は人類共通の願いです。いかなる理由にせよ、武力攻撃事態や大規模テロ等の有事はあってはならないと考えております。不断の国際協調や外交努力等により、そうした有事が起きないようにすることが何よりも重要であると考えております。 この国民保護計画は、こうした努力にもかかわらず、万が一、武力攻撃事態や大規模テロ等が起きた場合に、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置の実施について定めるものです。区は、当該計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施しますが、その対処は、あくまでも武力攻撃等によって生じた災害に対するものであり、武力攻撃そのものには一切対応しないものです。 区が国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、国民に対して必要な協力を要請しますが、その協力は自発的な意思にゆだねられるものであり、強制にわたることはありません。
1-2	第2編 第1章第6の2 (P42) 第4章1 (P52)	「武力攻撃事態」「有事」は防ぐことができるものであり、あってはならないものである。にもかかわらず、そのような想定で訓練をし、「啓発」と称して危機をあおり、学校の子供たちまで巻き込んでいくことは反対である。	武力攻撃事態や大規模テロ等が発生した場合に備えて、学校において訓練や啓発を行うことは、自然災害の場合と同様に、学校における最も基本的な責務の一つであると考えています。
1-3	全体	区内には多くの在日韓国・朝鮮人が生活し、子供たちが学校へ通っている。東京第五朝鮮初中級学校も存在し、地域の学校との交流などが組み込まれてきた。この計画は、その中で区が行ってきた国際理解教育、人権推進教育に反するものである。	国民保護計画は、特定の国及び組織からの武力攻撃や大規模テロ等を想定したものではありません。 子どもたちの生命、身体等を守るための安全教育は、学校における最も基本的な責務の一つであると考えています。
1-4	第2編 第4章1(4) (P52)	学校における教育について、いつから、どのような場で行うのか。また、「都教育委員会の協力」とは具体的に何か。	学校における教育の実施時期、内容等は未定ですが、区教育委員会としては、都教育委員会からの必要な指導、助言又は援助を得ながら行っています。
1-5	第2編 第4章1(4) (P52)	「自他の生命を尊重する精神」や「ボランティア精神」の育成とあるが、平和のための人権尊重教育やボランティア教育と違い、戦時想定の上記教育とはどのようなものか。	万が一、武力攻撃事態や大規模テロ等が起きた場合の対応に当たっても、平時と同様、自他の生命を尊重し、助け合う精神を育成するものです。
1-6	第2編 第1章第6の2 (P42)	国民保護実動訓練で、学校が会場になったり、生徒、教員、保護者に参加を求める場合、どのような想定や手続で行うのか。通常の「震度5の地震が発生し…」と違い、「〇〇小学校にテ	国民保護実動訓練について、その実施の時期、内容等は未定です。 また、学校教育においてどう位置付けられるかは不明ですが、生徒、教員、保護者に対しては、児童・生徒の

		ロリストが立てこもり…」「サリンが撒かれ…」「爆破装置が…」といった想定は教育上いかなものか。 また、「協力」は強制するものではないとされてはいるが、実際には学校現場の教員や児童・生徒への動員は、強制に等しいものになるのではないか。	発達段階等を十分配慮しながら、適切に対応していきます。
2-1	全体	墨田区が全都に先駆けて国民保護条例を制定し、協議会発足、計画案作成を急いだことに、大変不安と疑問を感じている。	国民保護法が平成 16 年 9 月 17 日に施行され、既に、地方公共団体は、武力攻撃事態や大規模テロ等が発生した場合に、国の指定に応じて国民保護対策本部を設置し、直ちに国民保護措置を実施する責務を負っています。このため、国民保護協議会条例については 17 年度に制定するよう、また、国民保護協議会については、防災会議と同日に開催するよう国から指導がありました。 また、国民保護対策本部条例については、できるだけ早く事態の発生に対応できる態勢を整備するという観点から、国民保護協議会条例と併せて制定することが適切と考えました、 そこで、本区では、防災会議の日程に合わせ、「墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」及び「墨田区国民保護協議会条例」を平成 17 年 9 月 30 日に公布・施行し、第 1 回墨田区国民保護協議会を平成 18 年 2 月 7 日に開催しました。
2-2	全体	この国民保護法（条例）自体が、戦争を前提としており、戦争をしないことに力を尽くすのではなく、戦争に対処することを国民・区民に強いるもので、国民・区民を保護してくれるものではないと考える。	世界平和は人類共通の願いです。いかなる理由にせよ、武力攻撃事態や大規模テロ等の有事はあってはならないと考えております。不断の国際協調や外交努力等により、そうした有事が起きないようにすることが何よりも重要であると考えております。 この国民保護計画は、こうした努力にもかかわらず、万が一、武力攻撃事態や大規模テロ等が起きた場合に、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置の実施について定めるものです。区は、当該計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施しますが、その対処は、あくまでも武力攻撃等によって生じた災害に対するものであり、武力攻撃そのものには一切対応しないものです。 区が国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、国民に対して必要な協力を要請しますが、その協力は自発的な意思にゆだねられるものであり、強制にわたることはありません。
2-3	第 1 編	「国民」として扱われず差別・排外	武力攻撃事態や大規模テロ等におい

	第2章 (P3)	されている在日外国人や、「区民」「住民」ではないとして排除されている野宿労働者がどのように扱われるか不安が募る。「計画(素案)」にも「基本的人権を尊重する」旨の数行にとどまり、具体的には全く触れられていないが、どのように考えているか。	ても、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されるべきことは当然であることから、国民保護措置の実施に当たって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うこととしています。 この基本的人権の尊重は、広く国民に及ぶべきものであり、日本に在留する外国人に対しても原則として等しく及ぶべきものであると考えています。
2-4	第2編 第1章第6の2 (P42)	2004年の東京都総合防災訓練に際して、隅田川両岸で暮らす野宿者のテントが強制排除されるという事態があった。国民保護訓練実施の際に、上記のような野宿労働者の排除を考えているか。野宿生活をしている労働者への差別・排外意識を煽るような行為はやめてほしい。	国民保護訓練について、その実施の時期、内容等は未定ですが、法律、条例等に基づき、適切に対応していきます。
2-5	第3編 (P54～)	災害時の情報伝達、避難誘導、物資の援助などの対象から、野宿労働者を差別・排除する行為があれば、関東大震災時の朝鮮人虐殺のような暴力や虐殺の引き金になりかねない。そのようなことが絶対にないよう対策を講じてほしい。	区は、国民及び日本に居住し、又は滞在している外国人を対象として、情報提供、避難誘導、食品・飲料水等の給与など区の区域に係る国民保護措置を実施します。
3-1	第1編 第5章 (P20)	「武力攻撃」や「大規模テロ攻撃」とは何か。	「武力攻撃」とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいい、着上陸侵襲、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型を想定しています。 「大規模テロ等(緊急対処事態)」とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為をいい、危険物質を有する施設への攻撃、大規模集客施設等への攻撃、大量殺傷物質による攻撃及び交通機関を破壊手段とした攻撃の4類型を想定しています。
3-2	第3編 第3章3 (P75)	計画中「武力攻撃等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障がない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する」と記載されており、「国民保護」という名称からかけ離れたもののように思える。戦時のとき、「可能な限り」でしかない「保護措置」ということがよく理解できない。	武力攻撃事態や大規模テロ等において、自衛隊の主たる任務は、侵略排除という自衛隊に固有の業務になりますが、自衛隊のもつ人的・物的資源が国民保護措置の実施に当たり必要とされることが想定されます。そうした場合には、主たる任務である侵略排除活動に支障のない範囲で、避難住民の誘導、危険ながれきの除去等の国民保護措置を行うこととなります。
3-3	第2編 第2章1(3) (P44) 第3編 第5章第1の2(3) (P81) 第5章第2の3(6) (P86)	家族に障害者がいるが、何かがあっても、自治会との連携がスムーズにとれるとは思えない。天災・震災等を想定しては、何とか自力でと考え、搬送用の担架を準備している。地域の住民防災組織(町会・自治会)との日常的な連携は簡単ではないのが現状である。信頼関係を築くことは、「障害者」の現実の理解が不可欠だが、すぐ	高齢者、障害者などの災害要援護者に対しては、警報の伝達、避難誘導等の際には特段の配慮が必要であると考えます。 武力攻撃事態や大規模テロ等による災害の発生時、災害要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするには、地域住民や住民防災組織による協力・連携の体制を平時

		に理解されるものではなく、とても時間がかかる。このようなことをどう考えるか。	から確立しておく必要があることから、現在、自然災害において構築している「災害要援護者サポート隊事業」を国民保護の面からも推進していきます。 また、今後、自然災害対策として作成を予定している「災害要援護者避難支援プラン」についても、その活用を検討していきます。
4-1	第1編 第1章1(1) (P1)	「区の責務」の規定において、「区は、住民の福祉の向上と、身体・生命および財産を保護すべき基礎的自治体としての自主性とその責務にかんがみ、国民保護法にいう武力攻撃事態等を招来しないよう国に最善の外交努力を求める。」と明記して、日本国憲法の前文の精神と第9条（戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認）の規定をはじめ、集团的自衛権の否定と憲法遵守の立場を明示すべきである。	世界平和は人類共通の願いです。いかなる理由にせよ、武力攻撃事態や大規模テロ等の有事はあってはならないと考えております。不断の国際協調や外交努力等により、そうした有事が起きないようにすることが何よりも重要であると考えております。 また、区として、日本国憲法を遵守することは、当然のことと認識しています。 しかしながら、武力攻撃事態や大規模テロ等を起こさないための方途については、国民保護計画の中で定める内容ではありません。墨田区では、この計画とは別に、今後も世界平和実現のために可能な役割を果たしていきます。
4-2	第1編 第1章3 (P1)	「3 他計画との関連」において、「各計画の想定危機の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びそれらへの対処には類似性があると考えられる」としているが、これを削除すべきである。 そもそも自然災害と戦争災害は発生原因が異なるがゆえに、自然科学と予知技術が重要な手段であるか、政治手法において緊張激化や戦争挑発ではなくあくまで平和的な外交努力を堅持するのか、それら自然と戦争への対処方法は全く異なるものである。一部態様の類似性というレトリックをもって、自然防災組織と国民保護組織とを一体化させつつ、自治体の責務を変質させ、住民に戦争体制を容認させていくようなまやかしの世論操作の論述は絶対に許されない。	ご指摘のとおり、武力攻撃事態や大規模テロ等と自然災害とは、発生原因が異なります。 しかし、住民の生命・身体・財産等に重大な被害・影響を及ぼす災害・事件・事故が発生した場合に、その影響・被害を最小限に抑えることを目的として、的確かつ迅速に初動態勢をとる必要があるという点では、各計画には類似性があります。例えば、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生に伴い、火災、家屋倒壊などの災害が起きたことに伴う、避難住民の誘導や、収容施設の供与、食糧の給与等の救援などの措置を行うに当たっては、自然災害への対策と類似性があります。
4-3	第2編 第4章1(1) (P52)	「(1)啓発の方法」の文中、「その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。」を削除すべきである。 「住民への浸透を図る」とは、宣撫工作の表現そのものとしか言いようがない。	武力攻撃事態や大規模テロ等による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態や大規模テロ等において適切に行動する必要があります。そのため、国民保護措置や住民がとるべき行動等に関する啓発を積極的に実施する必要があります。
4-4	第2編 第1章第2の6(1) (P33)	「住民防災組織に対する支援」の文中、「住民防災組織は、区民の自発的組織として町会・自治会を母体に、平時の予防活動、有事の際の応急協力活動を目的として、結成されている。…区は…組織の育成を支援していく」	住民防災組織は、災害対策基本法上の「災害」（豪雨、洪水、地震等の異常な自然現象又は大規模な火事・爆発など）が発生した場合における区民の自発的な組織として結成されております。そのことを前提に「平常時」に対

		は、事実と異なる恣意的記載であり削除を求める。 問題のある「防災組織活用論」が一方的に主張されているのは事実だが、防災組織イコール国民保護組織ではないし、まして平和時と戦争時の活動を意識的に区別し、町会・自治会を母体にした防災組織が、国民保護を目的と確認して活動しているわけではない。そうすべきとは、為政者の危険な願望といっても過言ではないだろう。そうでなければ、「自然災害被害の予防活動、自然災害時の際の応急協力活動を目的」と正確に記述すべきであり、意図的な用語法での概念操作は許されないだろう。	する言葉として「有事」という言葉を用いましたが、必ずしも正確な表現ではないことから、この部分については、表現を改めます。 なお、武力攻撃事態や大規模テロ等による災害が発生した場合には、自助・共助に基づく住民の協力が不可欠であることから、避難住民の誘導や救援等の実施に当たっては、これまで培ってきた自然災害における住民防災組織のご協力が不可欠であると考えております。
4-5	第1編 第1章5(1) (P2)	「5 計画の見直し、変更手続」 「(1)」において、「見直しに当たっては…広く関係者の意見を求める」としているが、同計画に基づいてマニュアル作成や訓練実施計画あるいは備蓄品購入等が実施されていくいわば原則や要綱というべきものを見直す重要局面で、「関係者」として想定されているのが、国民保護協議会の幹事会や防災会議メンバーの数人、数十人の範囲だけとすれば、「広く」という形容詞はごまかしにすぎず、その対象となる住民も関係者であり意見を聴取すべきである。24万区民は単に一方的に措置される対象にすぎないというならば話は別であるが、そうでなければ、「議会審議やパブリックコメントにより広く関係者・区民に意見を求める」と明示すべきである。	国民保護計画を見直すに当たっては、軽微な場合を除き、区民の代表者も入った国民保護協議会に諮問するとともに、関係者の意見を求めることとしています。また、都知事に協議のうえ、区議会へ報告し、公表することとしています。 なお、国民保護計画の重要な改定を行う場合には、パブリックコメント等により、住民の意見を求める機会を設けることについても個別に検討いたします。
4-6	第2編 第1章第2の1(4) (P31)	「(4)防衛行動と住民避難との錯綜防止」の文中、自衛隊部隊が区内に集中した場合、住民避難等との錯綜を避けるため区協議会等参加の自衛隊員との連携強化を図り「確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換を行う」とあるが、「住民避難を原則優先事項と確認して、その他の確認事項について、平素から、情報・意見を求め区として判断する」と訂正すべきである。悲惨な地上戦を体験した沖縄では、「軍は住民を守らない」との歴史的教訓から、協議会審議がストップする事態にある。日本軍とは、国体護持・政経中枢の防衛と軍事力の保持に優先するものはないのが常識であるからである。	自衛隊による防衛行動と区が実施する住民避難等の国民保護措置とが錯綜した場合、住民に多大な被害が及ぶ可能性があります。 区としては、その責務である住民の生命、身体及び財産を保護し、住民に及ぶ影響を最小とすることを最優先に考え、国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員等を通じて連携強化を図り、自衛隊による防衛行動と区が実施する国民保護措置とが錯綜することのないよう、平素から、情報・意見交換を行います。 優先する事項については、武力攻撃等の態様、災害の発生状況など、個々のケースにより異なるので、個々具体的に対応していきます。
4-7	第2編 第1章第6 (P42)	前項に関連して、①「1 研修」において、「(2)職員等の研修機会の確保」では「住民防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う」、②あるいは「(3)外部有識者等による研修」で「自衛隊…等の職員及び学識経験者等を講師に招く」、③ま	武力攻撃事態や大規模テロ等が発生した場合には、自助・共助による対処が重要となることから、研修や訓練を実施する際には、住民の避難誘導や救援の実施等について、地域に密着した活動を行っていただいている住民防災組織や町会・自治会にご協力いただ

		た「2 訓練」において、「(4) 訓練に当たっての留意事項」では「イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求める」としているが、いずれも削除を求める。 町会・自治会やこれを母体とした自然防災組織を、「軍優先」の考えを強制して、住民犠牲もいとわないという国民保護組織に改変しようという意図のもと、自衛官を講師として積極的に活用するという考えは危険であり、絶対反対である。	き、万が一の場合に、住民に及ぶ被害が最小となるよう、必要な知識・経験を習得していただくことが必要であると考えます。 また、区は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、武力攻撃事態や大規模テロ等が発生した場合には、的確かつ迅速な初動措置の実施が不可欠です。そのためには、平素から、研修及び訓練を通じて、職員等の対処能力の向上を図ることが必要です。国民保護措置には、退避の指示や警戒区域の設定など、その原因の特性等により、その都度判断が必要となるものもあることから、警察、消防、自衛隊等から専門的知識・経験を有する者を講師に招き、研修を実施することも必要と考えます。
4-8	第2編 第2章1 (P44) 第3編 第5章第2の3(4)(6) (P86)	「1 避難に関する基本的事項」では、【収集・管理すべき資料】の一覧表の中で、要援護者情報を町丁目別の集計表または人数一覧としてその管理方法を示しているが、これについて意見を次のように述べる。市町村国民保護モデル計画素案では、【※【災害時要援護者の避難支援プランについて】・・・要援護者情報の把握不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方にに基づき、支援すべき要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、要援護者個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者などを記載）。とある。その場合、a)このような「要援護者支援プラン」を作製するかどうか？ b)要援護者の情報取得の方法として上記の「①、②、③の3つの方法」に問題がないかどうか？ c)その情報取得方法の問題のうえに、さらに「一定の条件や考え方」を明示することなく、支援すべき要援護者を一方的に「特定」しつつ、そのプランには家族構成等を記載するという、このような福祉関係部局と防災関係部局の連携行為は、高齢者や障害者のプライバシー侵害・個人情報の目的外使用と判断するかどうか？ の以上3点を検討しなければならない。しかるに、墨田区（素案）では、このような検討を回避して、「(6) 高齢者、障害者等災害要援護者への配慮」の文中「救護部を設置し…連絡、運送手段の確保」と「避難所等の拠点までの運送を支援」しか規定せずに責任を回避して、「(4) 住民防災組織等に対する協力の要請」として「避難住民の誘導に必要な援助	迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から基礎的資料を収集・管理することとしており、災害要援護者に係るものとしては、町丁目別及び国籍別の外国人人口・世帯数、町丁目別の要介護高齢者数及び心身障害者数についての資料を収集・管理することとしています。これら資料は、町丁目等の区分による人数を把握するものであり、個人情報となるような事項は含まれておりません。 a) 災害要援護者の「避難支援プラン」の作成については、現在、自然災害対策として、要援護者情報の収集・共有の仕組みと併せて検討しています。国民保護計画の作成に当たっては、災害対策の仕組みを最大限活用するとしていることから、このプランが作成された場合には、国民保護措置の実施に当たっても同プランの活用を図る予定です。 b) ①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法についても、今後、検討を加える予定です。 c) 個人情報の取扱いに当たっては、墨田区個人情報保護条例に定める目的明確化、目的外利用・外部提供の制限等の諸原則に抵触することのないよう留意します。 また、高齢者、障害者等の災害要援護者の避難に当たっては、区対策本部に設置する国民保護災害要援護者救護部が、町会・自治会による災害要援護者サポート隊、社会福祉協議会、民生委員等と協力して、誘導を行います。 なお、この計画は、国民保護措置に関する大枠を示す指針であることから、具体的な方法等については、今後、マニュアル等を整備します。

		について、協力を要請する」と逆に町会・自治会等の住民側に区の責務を押しつけ放棄している。これは許されない。要援護者の避難誘導の責任と方法を明記すべきである。	
4-9	第2編 第4章1 (P52)	「1 国民保護措置に関する啓発」の中、「(1)啓発の方法」で「…継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。」とし、また、「(4)学校における教育」で「区教育委員会は、…児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。」とある。 墨田区は、上記のような a) 住民向け研修会や講演会等の実施 b) 学校での生命尊重やボランティア精神育成の教育という、戦時教育を行わないよう求める。	a) 武力攻撃事態や大規模テロ等による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態や大規模テロ等において適切に行動する必要があります。そのためには、国民保護措置や住民がとるべき行動等に関する啓発を積極的に実施する必要があります。 b) 学校において、子どもたちの生命、身体等を守るための安全教育を行うことは、学校教育における最も基本的な責務の一つであると考えます。
4-10	第3編 第1章1 (P54) 第3編 第1章2 (P57)	「1 事態認定前における危機管理連絡会議・危機管理対策本部の設置及び初動措置」について意見を次のように述べる。 市町村国民保護モデル計画素案では、政府による事態認定の前段階で、事案発生 of 把握をした場合に「緊急事態連絡室（仮称）」を設置して、災害対策基本法等に基づく避難指示、警戒区域設定、救急救助等の対処措置を行うとしていた。しかし、同 33 頁の図表の注において「※ 2 災害対策基本法上の…。なお、被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当していたとしても、その原因が武力攻撃によることが明白な場合は事態認定前であっても、同法は適用できないこととされている」と明記があった。 ところで、(素案) 57 頁において、「2 武力攻撃事態の兆候に関する連絡があった場合の対応」で、区は、政府認定前段階での事案発生 of 把握とこれに基づく初動措置の判断をどのように行うのか？の問題を回避して、「兆候の連絡があった場合」災害対策基本法で対応できると規定しているが、これでは「兆候の連絡がない場合」を欠落させている。「兆候の連絡がない場合」を明確に規定すべきである。 そうでなければ、法定主義を逸脱して災害態様の類似性をもって非常時であれば政府が法的根拠のない行政措置を地方自治体にトップダウンで指示するというようなことは、絶対に認められない。	多数の死傷者が発生したり、建物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことも多いと考えられます。国による事態認定がなく、国民保護対策本部設置指定もない場合は、「危機管理連絡会議」又は「危機管理対策本部」を設置して、初動措置を行います。その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には「災害対策本部」を設置し、国民保護措置に準じた措置を行います。 このように、何らかの事態が発生した場合又は武力攻撃や大規模テロ等の兆候に関する連絡があった場合については、国による事態認定の有無、国民保護対策本部設置指定の有無により、適切な初動体制を実施します。 しかし、事態の発生がなく、武力攻撃や大規模テロ等の兆候に関する連絡もない場合については、有事ではないため、平時における体制となり、関係機関と連携し、情報の把握に努めることとなります。
4-11	第3編 第2章2(7) (P72)	「(7)現地連絡調整所の設置」で、単に「既に…現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機	a) 現地連絡調整所は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合に設置するも

		関との情報共有及び活動調整を行う」としているが、区は、武力攻撃による災害発生にともない、a) 先に自衛隊が現地調整所を設置している場合はどのような事態と想定するか？ b) 先に自衛隊が現地調整所を設置している場合、区職員はそこに参加し、自衛隊が一元的に調整することになることについて、まさに住民避難と防衛行動の錯綜状況にあるがゆえに、とくに主体的な判断と業務を規定する必要がある。	のであることから、先に自衛隊が同調整所を設置している場合は、自衛隊の防衛行動と関係機関の活動とについて、情報の共有及び活動調整が必要な場合であると想定されます。 b) 先に自衛隊が現地連絡調整所を設置した場合でも、自衛隊が一元的に調整をすることはありません。区としては、その責務である住民の生命、身体及び財産を保護し、住民に及ぶ影響を最小とすることを最優先に考え、関係機関による活動と区が実施する国民保護措置等が錯綜することのないよう、現地連絡調整所において、関係機関との情報共有及び活動調整を行います。
4-12	第3編 第3章8 (P78)	「8 住民への協力要請」の中に、「避難住民の誘導」、「避難住民等の救援」、「消火・負傷者搬送・被災者救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置」、「保健衛生の確保」について住民協力を要請するとある。しかし区は、a) 武力攻撃事態等の下でのこれらの住民協力の要請を、具体的にはそれぞれどのように想定しているか？ また、b) そのような協力要請を、どのような安全確保の配慮や手段のもとに、どのような住民に対して、おこなうか？ について明示すべきである。そうでなければ、危険かつ緊急事態の中で、安全確保や要請が強制とならないよう保障ができないからである。	a) 国民保護法上、国や地方公共団体が住民に協力を要請できる場合として、①避難住民の誘導、②避難住民等の救援、③消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置、④保健衛生の確保が挙げられます。具体的には、区職員とともに避難住民の先導をすること、移動中における食糧等の配給をすること、避難所等における食品・飲料水・生活必需品等を避難住民に給与することなどが想定されます。 この協力要請に対して協力するかどうかについては、住民の自発的意思にゆだねられているものであって、その要請に当たって強制にわたるものがあってはならない旨、本計画においても記述しています。 b) 協力する者の安全対策に十分配慮する旨も記述していますが、具体的には、協力をする者に対し、防護衣等必要な資機材を貸与するほか、武力攻撃災害が急迫している場合など、協力する者が危険にさらされるおそれがあると判断される場合は協力の要請を行わないことなどが考えられます。こうした対応については、今後、マニュアル等を整備します。 仮に、要請を受けて国民保護措置の実施に必要な援助について協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国及び地方公共団体は、その損害を補償しなければならないこととされています。
4-13	第3編 第5章第2の2 (P83)	「2 避難実施要領の策定」の中、市町村国民保護モデル計画素案では、【※国の対策本部長による利用指針の調整】という項目で「自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用ニーズが競合する場合には、市	区は、自衛隊や米軍の行動と区が実施する国民保護措置が錯綜し、住民の生命・身体・財産に多大な影響・被害が生じることのないよう、国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員等を通じて連携強化を図ることとし、平素から、情報・意見交換を行うこととし

		(町村)長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係わる調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、市(町村)長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市(町村)の意見や関連する情報をまとめる。」とありました。区は、米軍行動円滑化法、特定公共施設利用法により、国が区の意見よりも自衛隊や米軍の意見を優先した利用指針を策定した場合、どのように対応するか? この重大かつ想定される事項について明示すべきである。	ています。 さらに、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、都を通じて、国の対策本部長に総合調整を行うよう要請することとされており、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整がなされる旨、本計画に記述しています。 なお、国の対策本部長が「利用指針」を策定した場合には、区は、関係法律の規定に基づき、同指針を踏まえて、適切に対処してまいります。
4-14	第3編 第5章第2の3(7) (P87)	「3 避難住民の誘導」の中、「(7) 残留者等への対応」という項目では、「…残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。」とある。区は、このような警告や指示を行い、国民保護法上の退去命令(114条)や罰則(193条;30万円以下の罰金もしくは拘留)を適用するかどうか? を明示すべきである。	避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合には、当該危険な事態の発生を防止するため、区として必要な警告又は指示をすることができることとされています。区としては、周囲の具体的状況を考慮し、その実施の要否を判断します。なお、この区が行う警告や指示は、実力行使を伴うものではなく、強制的に避難させることとはしておらず、それに従わない者に対する罰則の規定はありません。したがって、区が行う警告や指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対して、直ちに、退去命令や罰則を適用することはありません。 なお、区は、武力攻撃災害等が発生又は発生しようとしている場合において、当該災害による住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限・禁止し、当該区域からの退去を命ずることができることとされています。その退去命令に従わなかった者に対しては、罰則の適用があります。
4-15	第3編 第5章第2の4 (P89)	「第2 ;弾道ミサイル」の中、市町村国民保護モデル計画素案では、注記「※」において、a)「我が国に弾道ミサイルを発射しようとする主体(国または国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、」と続けて b)「その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、全ての市(町村)に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。」とある。区は、a)ここで言う国またはそれに準じる者を、いかに認識、想定しているか? b)墨田区地域への弾道ミサイル着弾の可能性を現在ないし近未	武力攻撃事態や大規模テロ等は、いつ、どこで、どのような方法により発生するか分かりません。したがって、この計画は、特定の国及び組織からの武力攻撃や大規模テロ等を想定したものではなく、また、一定の期間を想定して作成するものでもありません。

		来についてどのように想定しているか？また近未来はどの程度の期間を想定して保護計画の策定をするか？ を明示すべきである。	
4-16	第3編 第5章第2の4 (P89)	「第2 避難住民の誘導等；ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合」の中、市町村国民保護モデル計画素案では、a)「急襲的な攻撃に際しては」として「避難実施要領の作成に当たっては各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要」とあります。また、b)「昼間の都市部において突発的事態に事案が発生した場合の対応」として、「特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持たせることが必要である。」としている。 区は、国や自衛隊が区（市町村）ではなく自衛隊等の活動を優先するよう助言（指示）してきたとき、どのように対応するお考えか？ を明示すべきである。	区は、区が実施する国民保護措置と自衛隊による防衛行動とが競合しないように、都を通じて、国の対策本部長に総合調整を行うよう要請することとしています。 また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合には、区は、迅速に避難住民の誘導を実施することを基本としつつ、関係機関の意見を聴き、それら機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定する旨、本計画に記述しています。
4-17	第2編 第2章2 (P45) 第3編 第5章第2の2 (P83)	「第5編 大規模テロ等（緊急対応事態）への対応」の中、市町村国民保護モデル計画素案では、【避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）】で、「（避難誘導における留意点）」の「8. 住民の「自助」努力による取組みの促進」（112 頁）として、a)「災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、・・・ 個々人の自助努力が鍵であるとされている。」あるいは「事案の発生直後は、・・・行政側の対応には一定の限界がある」としている。さらに、b)「各市（町村）においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。」（112 頁）としている。 区は、このような認識に関して（素案）ではいっさい触れておらず、明示すべきである。	避難実施要領のパターンについては、今後、本計画を踏まえて作成することとしており、ご指摘の記述についても、検討させていただきます。
5-1	全体	墨田区は関東大震災時における朝鮮人虐殺事件が、墨田区内で起きたとは確認できないと聞きましたが、この原案を読む限り、歴史の反省に立った法律とは思えない。そうした事実がない	関東大震災時において、「朝鮮の人々が暴動を起こす」という根拠のないうわさが流れ、自警団や軍隊により朝鮮や中国の人々が虐殺されるという事件が起きたことは、事実であると認

		から、考えなくともよいと思っているのか。	識しております。墨田区内で、そのような事件が発生したことについても推測されるところです。 国民保護計画の作成に当たっては、この教訓を課題とし、区の責務として、区民への正確かつ迅速な情報の伝達が重要であると考えております。そこで、本計画においては、「国民保護措置に関する基本方針」の中で、国民保護措置を実施するに当たり特に留意すべき事項として「国民に対する情報提供」を挙げており、区は、武力攻撃事態や大規模テロ等においては、「国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する」（第1編第2章）こととしているほか、国民保護対策本部における広報体制として、「情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部に広報広聴体制を整備する」（第3編第2章2(5)）こととしています。
5-2	全体	東京大空襲での多くの犠牲者を出した、墨田区における「国民」ではなく「区民」を守る立場に立つべきではないのか。	区は、国民保護法上、区の区域に係る国民保護措置を実施することとされています。武力攻撃事態や大規模テロ等の発生時には、区は、当然に、区民の皆さんに対して、国民保護措置を実施しますが、併せて、他の区域から本区へ通勤・通学する者等に対しても、国民保護措置を実施する必要があります。そこで、本計画は、保護の対象を「区民」だけに限るのではなく、広く「国民」としています。

墨田区国民保護計画（素案）修正事項一覧

1 パブリックコメントの実施（H18.10.21～11.12）に基づく修正

頁	行	編	章	項番	旧	新	理由
33	11	2	1	第2.6(1)	住民防災組織は_____、区民の自発的組織として町会・自治会を母体に、平常時の予防活動、<u>有事の際</u>の応急協力活動を目的として、結成されている。 区は_____、住民防災組織に対する研修や防災資器材の助成等を通じて、その活性化を推進し、充実を図る。	住民防災組織は、<u>災害対策基本法に基づき</u>、区民の自発的組織として町会・自治会を母体に、平常時の予防活動、<u>災害発生時</u>の応急協力活動を目的として、結成されている。 区は、<u>国民保護措置実施のため</u>、住民防災組織に対する研修や防災資器材の助成等を通じて、その活性化を推進し、充実を図る。	「平常時」に対する言葉として「有事」という言葉を用いたが、必ずしも正確な表現でないため、文言を整理する。

2 「東京都区市町村国民保護モデル計画」の変更（H18.11.29通知）（H18.12.7通知）に基づく修正

頁	行	編	章	項番	旧	新	理由
3	下 7	1	2	(5)	また、区は、 <u>東京消防庁（消防署）とともに、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。</u>	また、区は、 <u> </u>	

					員が代行できるような体制の構築を図る。	員が代行できるような体制の構築を図る。	
36	17	2	1	第4.2(1)イ	区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは住民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める <u>ものとする</u> 。	区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは住民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める_____。	区長が主語の文章として、語尾が不適切なため、文言を整理する。
36	20	2	1	第4.2(1)ウ	警報の伝達に当たっては、広報車の使用、住民防災組織による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する <u>ものとする</u> 。	警報の伝達に当たっては、広報車の使用、住民防災組織による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する_____。	区長が主語の文章として、語尾が不適切なため、文言を整理する。
48	下5	2	2	6(1)	区は、その区域内に所在する生活関連等施設(*)について、 <u>都を通じて</u> 把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。	区は、その区域内に所在する生活関連等施設(*)について_____把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。	生活関連等施設の把握は、必ずしも都を通じて行うものではないことから、「都を通じて」を削る。
52	16	2	4	1(2)	区は、啓発の実施に当たっては、防災フェア等防災関連行事における防災に関する啓発とも連携し、地域に密着している <u>消防団及び</u> 住民防災組織の特性も活かしながら、住民への啓発を行う。	区は、啓発の実施に当たっては、防災フェア等防災関連行事における防災に関する啓発とも連携し、地域に密着している_____住民防災組織の特性も活かしながら、住民への啓発を行う。	特別区においては、消防団は東京消防庁の管理下にあることから、区が直接消防団に働きかけることはないため、当該部分を削る。
59	2	3	2	2(1)	(事前に「危機情報収集体制」を立ち上げ、又は「危機管理連絡会議	(事前に「危機情報収集体制」を立ち上げ、又は「危機管理連絡会議	区長が主語の文章として、語尾が不適切なため、文言を整理する。

					等」若しくは「区災害対策本部」を設置していた場合は、「区対策本部」に切り替える <u>ものとする。</u> 。)	等」若しくは「区災害対策本部」を設置していた場合は、「区対策本部」に切り替える_____。)																							
76	脚注	3	3		(**)内閣総理大臣の命令に基づく____出動（自衛隊法第 78 条）及び都知事の要請に基づく____出動（自衛隊法第 81 条）	(**)内閣総理大臣の命令に基づく <u>治安</u> 出動（自衛隊法第 78 条）及び都知事の要請に基づく <u>治安</u> 出動（自衛隊法第 81 条）	説明内容をより明確化するため、文言を整理する。																						
79	表	3	4	(1)	【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 再掲 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>損失補償 (法第 159 条第 1 項)</td><td>特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関すること。(法第 82 条) 応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)</td><td rowspan="4">区対策本部 国民保護総務部 総務課</td></tr><tr><td>損害補償 (法第 160 条)</td><td>国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)</td></tr><tr><td colspan="2">不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)</td></tr><tr><td colspan="2">訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)</td></tr></table> _____	項 目	担 当	損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関すること。(法第 82 条) 応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)	区対策本部 国民保護総務部 総務課	損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)		訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)		【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 再掲 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>損失補償 (法第 159 条第 1 項)</td><td>特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関すること。(法第 82 条) 応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)</td><td rowspan="4">区対策本部 国民保護総務部 総務課</td></tr><tr><td>損害補償 (法第 160 条)</td><td>国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)</td></tr><tr><td colspan="2">不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)</td></tr><tr><td colspan="2">訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)</td></tr></table> ※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。	項 目	担 当	損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関すること。(法第 82 条) 応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)	区対策本部 国民保護総務部 総務課	損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)		訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)		「法」の定義がないため、追記する。
項 目	担 当																												
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関すること。(法第 82 条) 応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)	区対策本部 国民保護総務部 総務課																											
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)																												
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)																													
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)																													
項 目	担 当																												
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関すること。(法第 82 条) 応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)	区対策本部 国民保護総務部 総務課																											
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)																												
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)																													
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)																													
81	9	3	5	第 1.2(1)ア	さらに、携帯電話・パソコンへのメール配信、広報車の使用、住民防災組織・連絡員による_____伝達、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用、災害時優先電話の使用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。	さらに、携帯電話・パソコンへのメール配信、広報車の使用、住民防災組織・連絡員による <u>各世帯等への</u> 伝達、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用、災害時優先電話の使用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。	(2)の修正に伴い、文章を整理する。																						
81	16	3	5	第 1.2(1)イ(ア)	また、広報車の使用、住民防災組織・連絡員による_____伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、災害時優先電話の使用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。	また、広報車の使用、住民防災組織・連絡員による <u>各世帯等への</u> 伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、災害時優先電話の使用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。	(2)の修正に伴い、文章を整理する。																						

81	22	3	5	第 1.2(2)	区長は_____ ____、東京消防庁（消防署）と連携し、あるいは住民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。 _____この場合において、東京消防庁（消防署）が実施する消火活動及び救助・救急活動の状況に留意する。 また、区内の_____ 消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。	区長は、<u>警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その</u> _____ _____消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、<u>緊密な連携を図る。なお、この場合、</u> 消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。	区長が消防の協力を得て警報の内容を伝達するための取組みについて、消防の位置付けを踏まえて文章を整理する。
85	14	3	5	第 2.2(5)	また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、海上保安部長等（<u>海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）の長をいう。以下同じ。）</u>及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。	また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、海上保安部長等_____ _____ _____及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。	第 2 編第 1 章第 4 の 2(3)（P36）において定義済みのため、削る。

87	7	3	5	第2.3(7)	避難住民の誘導に当たる区職員並びに消防職員及び消防団員は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。	避難住民の誘導に当たる区職員は、警察、消防等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。	特別区における消防団の位置付けや、避難住民への警告・指示の権限を踏まえて、文言を整理した。
98	下4	3	6	4(2)	食品・飲料水及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、緊急時における食料・生活必需品の給与については、都及び区における備蓄品を活用するものとする。 _____ _____ _____ _____ _____	食品____及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、区における備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。 また、水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、区は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。	東京都地域防災計画における飲料水供給の記述を踏まえ、文言を改める。
106	1	3	7	1(2)	区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判	区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われる	「当該協力」が重複しているため、文言を整理する。

					断に基づくものであることに留意する。	_____ものであることに留意する。	
115	下 9	3	8	第 2.1(1)ア	○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。	— 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。	不要な記号を削る。
117	9	3	8	第 2.2(2)ア	区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察_____、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。	区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。	現地連絡調整所には消防も参加していることが想定され、消防警戒区域の設定を前提とした助言等が可能であるため、追記する。
121	10	3	8	第 4. (1)	区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁_____、東京消防庁_____等関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。	区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。	文言を整理する。
129	6	3	11	1	区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。	区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（_____生活関連物資等_____）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。	以下に「生活関連物資等」が出てこないため、文言を整理する。

133	2	5			大規模テロ等（緊急対処事態）に おいて実施する緊急対処保護措置 は、 <u>武力攻撃事態における</u> 国民 保護措置（住民の避難、救援、武力 攻撃災害への対処等） <u>の内容・</u> <u>手続等に準じる</u> 。	大規模テロ等（緊急対処事態） <u>へ</u> <u>の対処について</u> は、 <u>国民保護対策本部の設置や国民</u> <u>保護措置（住民の避難、救援、武力</u> <u>攻撃災害への対処等）などの武力攻</u> <u>撃事態への対処に準じて行う。</u>	緊急対処事態において準用すべき 事項は、国民保護措置だけではなく、国民保護対策本部の設置などを 含めた全体の対処内容であるため、 文言を整理する。
133	4	5			本編では、テロ等が突発的に起き ることを考慮し、「初動対応力の強 化」「平時における <u>危機情報の監視</u> 」 「大規模テロ等の発生時の対処」等 に関して特に必要な事項を記載す る。	本編では、テロ等が突発的に起き ることを考慮し、「初動対応力の強 化」「平時における <u>警戒</u> 」 「大規模テロ等の発生時の対処」等 に関して特に必要な事項を記載す る。	第 5 編第 2 章の表題（P 136）との 整合性を図るため、修正する。
138	下 9	5	3	3(3) ウ	派遣する職員には、避難住民等か ら避難誘導への理解・協力が得られ るよう、防災服、腕章、旗、 <u>特殊標</u> <u>章</u> 、夜間照明等を携行させる。	派遣する職員には、避難住民等か ら避難誘導への理解・協力が得られ るよう、防災服、腕章、旗 <u>_____</u> <u>、夜間照明等を携行させる。</u>	「特殊標章」は緊急対処事態では 使用しないため、削る。
140	5	5	4	1(1)	可燃性ガス貯蔵施設 <u>__</u> が爆破され た場合は、爆発及び火災により、住 民等に被害が発生するとともに、建 物・ライフライン等が機能不全に陥 り、社会活動等に支障を来すおそれ がある。	可燃性ガス貯蔵施設 <u>等</u> が爆破され た場合は、爆発及び火災により、住 民等に被害が発生するとともに、建 物・ライフライン等が機能不全に陥 り、社会活動等に支障を来すおそれ がある。	計画 P22 の「2 緊急対処事態」の 表中「1 危険物質を有する施設への 攻撃」の特徴の欄の記述との整合性 を図るため、文言を整理する。

3 事前協議における東京都からの指摘（H18.11.30）（H18.12.7）に基づく修正

頁	行	編	章	項番	旧	新	理由
2	表	1	1	3	想定危機の大分類 甚大な自然災害及び特殊災害（大規模事故）	想定危機の大分類 ____自然災害及び特殊災害（大規模事故）	災害対策基本法は、「甚大な」自然災害のみを対象としているものではないことから、削る。
2	11	1	1	3	区国民保護計画では武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については、「墨田区危機管理基本計画」及び「墨田区地域防災計画」の定め例により対応する。	区国民保護計画では武力攻撃事態等に係る____事項について定めており、この計画に定めのない事項については、「墨田区危機管理基本計画」及び「墨田区地域防災計画」の定め例により対応する。	国民保護計画には、自然災害への対処と共通している内容も含まれているため、文言を整理する。
7	表	1	3	「 ■ 自衛隊」の表	海上自衛隊 横須賀地方隊 航空自衛隊 航空総隊	海上自衛隊 横須賀地方総監部 海上自衛隊 防空指揮群	都内を管轄する部隊名を明確にする。
9	下 14	1	4	1(2)	本区は、南北に長く、東端は東墨田三丁目、西端は両国一丁目両国橋中央で、東西の長さは4.77キロメートルである。また、南端は菊川三丁目、北端は墨田五丁目隅田水門で、南北の長さは6.12キロメートルとなっている。	本区は、南北に長く、南端は菊川三丁目、北端は墨田五丁目隅田水門で、南北の長さは6.12キロメートルとなっている。また、東端は東墨田三丁目、西端は両国一丁目両国橋中央で、東西の長さは4.77キロメートルである。	文言を整理する。

11	グラフ	1	4	2	観測所：東京管区気象台 平均気温と降水量の推移 観測所：東京管区気象台 月別の平均気温と降水量	観測所：東京管区気象台 平均気温と降水量の推移 観測所：東京管区気象台 月別の平均気温と降水量	データの地点を明確にする。
19	1	1	4	6	災害時の空路による避難・救出については多くは期待できないことから、平素から隣接する他区との連携体制の整備を図るほか、災害時臨時離着陸場候補地となるヘリポートの増設等についても検討する必要がある。	災害時の空路による避難・救出については多くは期待できないことから、平素から隣接する他区との連携体制の整備を図るほか、災害時臨時離着陸場候補地_____の確保等についても検討する必要がある。	災害時専用のヘリポートを設置するのではなく、災害時臨時離着陸場の候補地の確保等を検討する趣旨であるため、文言を整理する。
19	5	1	4	7	東京都は、木造住宅が密集する地域で震災時に甚大な被害が想定される地域を_____防災生活圏の_____	東京都は、木造住宅が密集する地域で震災時に甚大な被害が想定される地域について、_____防災生活圏を_____	文言を整理する。

					_____整備区域に指定している（２７地域、約６，５００ha）。	_____的な単位として整備区域に指定している（２７地域、約６，５００ha）。	
19	9	1	4	7	防災生活圏_____の整備地域（面積順上位３地域）	防災都市づくり推進計画の整備地域（面積順上位３地域）	東京都が使用する名称に改める。
20	下２	1	5	１表	○荒川、隅田川等の河川沿いは、東京湾を経由した <u>着</u> 上陸が地形的に可能と思われる。	○荒川、隅田川等の河川沿いは、東京湾を経由した__上陸が地形的に可能と思われる。	本文の内容から、文言を整理する。
24	8	2	1	第１．１	区の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。	区の各部_____は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。	課に係る記述がないため、文言を整理する。
32	下１２	2	1	第２．４(１)	区は、 <u>区域内</u> の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。	区は、 <u>区内</u> の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。	文言を整理する。
33	2	2	1	第２．４(４)	<u>また、区</u> は、都及び関係機関と協力し、 <u>区域内</u> の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。	_____区は、都及び関係機関と協力し、 <u>区内</u> の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。	文言を整理する。
37	6	2	1	第４．２(５)ア	区は、警報の内容の伝達を行うこととなる <u>区域内</u> に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。	区は、警報の内容の伝達を行うこととなる <u>区内</u> に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。	文言を整理する。

38	2	2	1	第 4.3(3)	区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、 <u>諸学校、大規模事業所</u> など安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。	区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、 <u>警察署、消防署</u> など安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。	負傷者及び死亡者の安否確認をするに当たっての情報量等を考慮し、記載する機関名を改める。
38	下 13	2	1	第 4.3(3)	<u>区域内</u> の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等	<u>区内</u> の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等	文言を整理する。
48	下 5	2	2	6(1)	区は、 <u>その区域内</u> に所在する生活関連等施設(*)について、都を通じて把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。	区は、 <u>区内</u> に所在する生活関連等施設(*)について、都を通じて把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。	文言を整理する。
55	図	3	1	1(1)ア	消防 <u>機関</u>	消防_____	文言を整理する。
58	5	3	2	1	1 区対策本部の役割 _____ _____	1 区対策本部の役割 <u>区対策本部の主な役割は、次のとおりである。</u>	区対策本部の役割の表について、説明を追記する。

58	表	3	2	1	警 報 _____ ・ 避 難 指示の伝達 ● 警報の _____ 伝達 都知事から警報の _____ 伝達を受けたときは、直ちにその内容（武力攻撃事態等の現状及び予測など）を区民等に伝達する。 ● 避難 _____ 指示の伝達 ● 退避の指示 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあり、緊急の必要があるときは、都知事からの避難指示が出される前であっても、退避を区民等に指示する。 ● 警戒区域の設定 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があるときは _____、立入り制限・禁止、退去命令の措置を講ずる。	警報の内容・避難の 指示の伝達 ● 警報の内容の伝達 都知事からの警報の内容の通知を受けたときは、直ちにその内容（武力攻撃事態等の現状及び予測など）を区民等に伝達する。 ● 避難の指示の伝達 ● 退避の指示 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあり、緊急の必要があるときは、都知事からの避難の指示が出される前であっても、退避を区民等に指示する。 ● 警戒区域の設定 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があるときは、<u>警戒区域を設定して、立入り制限・禁止、退去命令の措置を講ずる。</u>	国民保護法上の表現に改める。
59	下 12	3	2	2(1)①	○ 態勢：武力攻撃災害の発生を防御するための措置を強化し、 <u>救助</u> その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。	○ 態勢：武力攻撃災害の発生を防御するための措置を強化し、 <u>救援</u> その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。	誤植のため、修正する。
59	下 5	3	2	2(1)②	○ 態勢：第 1 非常配備態勢の強化と局地 _____ 災害に対処できる態勢とする。	○ 態勢：第 1 非常配備態勢の強化と局地的な武力攻撃災害に対処できる態勢とする。	文言を整理する。
60	2	3	2	2(1)③	○ 態勢：区対策本部が全力をもって <u>災害救護業務</u> に対処する態勢とする。	○ 態勢：区対策本部が全力をもって <u>国民保護措置</u> に対処する態勢とする。	文言を整理する。
60	5	3	2	2(1)④	○ 区長は、 _____ 災害の状況その他により必要があると認めたと	○ 区長は、 <u>武力攻撃</u> 災害の状況その他により必要があると認めたと	文言を整理する。

					きは、区対策本部の特定の部・隊に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は各部に対して種別の異なる指令をすることができる。	きは、区対策本部の特定の部・隊に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は各部に対して種別の異なる指令をすることができる。	
60	下 6	3	2	2(2)	また、 <u>区</u> の <u>区域外</u> への避難が必要で、 <u>区</u> の <u>区域内</u> に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。	また、 <u>区外</u> への避難が必要で、 <u>区内</u> に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。	文言を整理する。
62	表	3	2	2(4)表 「企画情報班」の「分掌事務」の欄	4 警報、緊急通報及び避難__指示の伝達及び通知に関すること。	4 警報、緊急通報及び避難 <u>の</u> 指示の伝達及び通知に関すること。	国民保護法上の表現に改める。
65	表	3	2	2(4)表 「環境保全隊第 1 班」の「分掌事務」の欄	1 部内各隊の <u>救護活動</u> <u>の</u> 支援に関すること。	1 部内各隊の____活動__支援に関すること。	誤植のため、修正する。
65	表	3	2	2(4)表 「環境保全隊第 2 班」の「分掌事務」の欄	1 部内各隊の <u>救護活動</u> <u>の</u> 支援に関すること。	1 部内各隊の____活動__支援に関すること。	誤植のため、修正する。

67	表	3	2	2(4)表 「管理隊本部連絡班」 の「分掌事務」の欄	2 都、 <u>日赤</u> ・医師会等、 その他関係機関との連絡に関する こと。	2 都、 <u>日本赤十字社</u> ・医師会等、 その他関係機関との連絡に関する こと。	正式名称に修正する。
68	表	3	2	2(4)表 「第2建築 隊第1班」 の「分掌事務」の欄	1 応急仮設住宅__の設置及び管理 の計画に関すること。 2 応急仮設住宅__の設営及び管理 に関すること。	1 応急仮設住宅 <u>等</u> の設置及び管理 の計画に関すること。 2 応急仮設住宅 <u>等</u> の設営及び管理 に関すること。	長期避難住宅に係る事務を含むた め、文言を整理する。
68	表	3	2	2(4)表 「第2建築 隊第2班」 の「分掌事務」の欄	1 応急仮設住宅__の設置及び管理 の計画に関すること。 2 応急仮設住宅__の設営及び管理 に関すること。	1 応急仮設住宅 <u>等</u> の設置及び管理 の計画に関すること。 2 応急仮設住宅 <u>等</u> の設営及び管理 に関すること。	長期避難住宅に係る事務を含むた め、文言を整理する。
69	表	3	2	2(4)表 「営繕隊第1 班」の「分 掌事務」の 欄	5 応急仮設住宅__の設計と発注に 関すること。	5 応急仮設住宅 <u>等</u> の設計と発注に 関すること。	長期避難住宅に係る事務を含むた め、文言を整理する。
69	表	3	2	2(4)表 「営繕隊第2 班」の「分 掌事務」の 欄	5 応急仮設住宅__の設計と発注に 関すること。	5 応急仮設住宅 <u>等</u> の設計と発注に 関すること。	長期避難住宅に係る事務を含むた め、文言を整理する。
70	表	3	2	2(4)表 「学校施設 隊第2班～	2 <u>避難収容施設</u> 運営への協力に関 すること。	2 <u>避難所</u> 運営への協力に関 すること。	文言を整理する。

				第 40 班」の 「分掌事務」の欄			
70	表	3	2	2(4)表 「学校施設 隊第 41 班～ 第 47 班」の 「分掌事務」の欄	2 避難収容施設運営への協力に 関すること。	2 避難所_____運営への協力に 関すること。	文言を整理する。
72	16	3	2	2(6)	区長は、被災現地における国民保 護措置の的確かつ迅速な実施並びに 国、都等の対策本部との連絡及び調 整等のため現地における対策が必要 であると認めるときは、__対策本部 の事務の一部を行うため、現地対策 本部を設置する。	区長は、被災現地における国民保 護措置の的確かつ迅速な実施並びに 国、都等の対策本部との連絡及び調 整等のため現地における対策が必要 であると認めるときは、 <u>区</u> 対策本部 の事務の一部を行うため、現地対策 本部を設置する。	脱字のため、修正する。
87	12	3	5	第 2.3(8)	区は、原則、 <u>区域内</u> に所在する避 難場所及び避難所を運営する。	区は、原則、 <u>区内</u> に所在する避 難場所及び避難所を運営する。	文言を整理する。
88	脚注	3	5	第 2.3(13)	(**) 運送事業者である指定公共機 関、指定地方公共機関は、武力攻撃 事態等において、それぞれの国民保 護業務計画に定めるところにより、 <u>旅客</u> _____の運送を確保するために必 要な措置を講ずるものとされている。	(**) 運送事業者である指定公共機 関、指定地方公共機関は、武力攻撃 事態等において、それぞれの国民保 護業務計画に定めるところにより、 <u>避難住民</u> の運送を確保するために必 要な措置を講ずるものとされている。	適切な表現に改める。
96	下 6	3	6	4(1)ア(ア)	区は、 <u>当該区域内</u> が避難先地域と なった場合、都との調整に基づき、 避難先地域内に避難所を開設する	区は、 <u>区内</u> _____が避難先地域と なった場合、都との調整に基づき、 避難先地域内に避難所を開設する	文言を整理する。

					(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)。	(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)。	
98	下 8	3	6	4(1) イ(ア) ③	③ 応急仮設住宅の管理 _____ 応急仮設住宅の管理は、原則として都が都営住宅の管理に準じて行い、入居者管理等は区が行う。	(イ) _____ 管理 長期避難住宅及び応急仮設住宅の管理は、原則として都が都営住宅の管理に準じて行い、入居者管理等は区が行う	長期避難住宅も含まれるため、文言を整理する。
102	14	3	6	4(5) ウ(イ)	区は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、別に定める期間内に引取品の判明しない場合は身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。	区は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、別に定める期間内に引取人の判明しない場合は身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。	誤植のため、修正する。
105	下 15	3	7	1(1)	・区…区管理の避難施設、区の施設(学校等)、 <u>区域内</u> の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等	・区…区管理の避難施設、区の施設(学校等)、 <u>区内</u> の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等	文言を整理する。
107	1	3	7	3(3) イ	区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、 <u>照会をしようとする者</u> が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令に定める様式第 5 号により回答する。	区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、 <u>照会者</u> が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令に定める様式第 5 号により回答する。	3(1) イにおいて略称規定を置いているため、文言を整理する。
133	12	5	1		平素及びテロ等の発生時に、区が管理する施設、大規模集客施設等の管理者（以下「施設管理者」とい	平素及びテロ等の発生時に、区が管理する施設、大規模集客施設等の管理者（以下「施設管理者」とい	文言を整理する。

					う。)、 <u>当該</u> 区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築する。	う。)、 <u> </u> 区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築する。	
138	6	5	3	3(2)	・ <u>当該</u> 区を管轄する警察、消防、医療機関、自衛隊など、現地において活動している機関	・ <u> </u> 区を管轄する警察、消防、医療機関、自衛隊など、現地において活動している機関	文言を整理する。
138	下4	5	3	3(3)エ	区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて <u>当該</u> 区に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。	区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて <u> </u> 区に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。	文言を整理する。

4 区事務局による修正

頁	行	編	章	項番	旧	新	理由
3	下7	1	2	(5)	また、区は、東京消防庁（消防署）とともに、消防団及び <u>自主</u> 防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。	また、区は、東京消防庁（消防署）とともに、消防団及び <u>住民</u> 防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。	誤植のため、修正する。
5	図	1	3		区（対策本部） ●警報の<u> </u>伝達（サイレン等を使用）	区（対策本部） ●警報の<u>内容の</u>伝達（サイレン等を使用）	国民保護法上の表現に改める。

6	表	1	3	「■区の事務」の表	5 警報の____伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施	5 警報の <u>内容</u> の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施	国民保護法上の表現に改める。
19	下 2	1	4	9	特に、消防団には警報の____伝達、避難住民の誘導など大きな役割を担うことが期待されることから、東京消防庁（消防署）との連携体制を構築しておく必要がある。	特に、消防団には警報の <u>内容</u> の伝達、避難住民の誘導など大きな役割を担うことが期待されることから、東京消防庁（消防署）との連携体制を構築しておく必要がある。	国民保護法上の表現に改める。
36	10	2	1	第 4.2	<u>2 警報 等の伝達に必要な準備</u>	<u>2 警報の内容等の伝達に必要な準備</u>	国民保護法上の表現に改める。
36	11	2	1	第 4.2(1)	<u>(1) 警報の 伝達体制の整備</u>	<u>(1) 警報の内容の伝達体制の整備</u>	国民保護法上の表現に改める。
36	下 12	2	1	第 4.2(1)ウ	警報の____伝達に当たっては、広報車の使用、住民防災組織による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。	警報の <u>内容</u> の伝達に当たっては、広報車の使用、住民防災組織による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。	国民保護法上の表現に改める。
37	5	2	1	第 4.2(5)	(5) 大規模集客施設等に対する警報の____伝達のための準備	(5) 大規模集客施設等に対する警報の <u>内容</u> の伝達のための準備	国民保護法上の表現に改める。
80	2	3	5	第 1	第 1 警報の____伝達等	第 1 警報の <u>内容</u> の伝達等	国民保護法上の表現に改める。
80	3	3	5	第 1	区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて	区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて	国民保護法上の表現に改める。

					重要であることから、警報の_____伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。	重要であることから、警報の <u>内容</u> の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。	
80	10	3	5	第 1.1(1)ア	警報の_____伝達に当たっては、警察、消防等関係機関の協力を得るものとする。	警報の <u>内容</u> の伝達に当たっては、警察、消防等関係機関の協力を得るものとする。	国民保護法上の表現に改める。
81	2	3	5	第 1.2(1)	(1) <u>警報</u> の伝達方法	(1) _____伝達方法	文章を整理する。
82	1	3	5	第 1.2(4)	警報の解除の伝達については、警報の_____伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。	警報の解除の伝達については、警報の <u>内容</u> の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。	国民保護法上の表現に改める。
82	4	3	5	第 1.3	緊急通報の区民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の_____伝達・通知方法と同様とする。	緊急通報の区民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の <u>内容</u> の伝達・通知方法と同様とする。	国民保護法上の表現に改める

(案)

18 墨地危安第 号
平成18年12月 日

墨田区長
山 崎 昇 様

墨田区国民保護協議会会長
山 崎 昇

墨田区国民保護計画（案）について（答申）

平成18年4月1日付け18 墨地危安第1号で諮問のあった
墨田区国民保護計画の作成について、別添のとおり答申します。